

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度と一般地域住民を対象とする国民年金制度を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険制度及び各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制がつくられている。各制度の適用者数、受給権者数は第3-1-1表及び第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

(48年3月末現在)

(単位：人、%)

	適用人員	構成比
総数	52,951,523	100.0
国民年金	24,402,709	46.1
厚生年金保険	23,111,511	43.6
船員保険	260,447	0.5
国家公務員共済組合	1,154,479	2.2
地方公務員等共済組合	2,621,796	5.0
公共企業体職員等共済組合	785,011	1.5
私立学校教職員共済組合	203,349	0.4
農林漁業団体職員共済組合	412,221	0.8

厚生省年金局調べ

(注) 各種共済組合は47年3月末現在である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

(48年3月末現在)

(単位:人)

	総数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族(母子,準母子,遺児,寡婦)年金
総数	3,146,279	2,043,876	197,003	905,400
国民年金	750,654	531,134	73,658	145,862
厚生年金保険	1,571,641	886,884	104,892	579,865
船員保険	41,931	17,511	3,852	20,568
各種共済組合	782,053	608,347	14,601	159,105

厚生省年金局調べ

(注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。

2. 各種共済組合は47年3月末現在である。

我が国年金制度は、36年の国民皆年金の実現以来、厚生年金保険、国民年金とも3回にわたって制度改善を行ってきたが、年金制度の改善は、財政再計算期に合わせて行われるのが通例であり、この予定からいくと、厚生年金保険は49年、国民年金は50年が年金制度改善の年に当たる。しかしながら、我が国は急速なテンポで高齢化社会を迎えようとしており、他面核家族化の進行や扶養意識の変化等により、老後保障の柱となる年金制度に寄せる国民各層の期待は非常な高まりを示している。

このような情勢に対応し、老後生活の支えとなる年金制度の実現を図るために、厚生年金保険国民年金ともそれぞれ財政再計算期を48年度に繰り上げ、年金額の水準の大幅引き上げ、物価スライド制の導入を二本の柱とする制度の改善充実が図られた。

### (1) 厚生年金及び国民年金の改正の経緯

厚生年金の改正については、47年10月17日に社会保険審議会厚生年金保険部会のそれまでおおよそ一年にわたる検討の結果をとりまとめた意見書が提出され、これに基づき、厚生年金保険法の改正について48年1月27日に社会保険審議会、2月3日に社会保障制度審議会に船員保険法の改正とあわせて諮問が行われた。また、国民年金の改正については、46年7月24日福祉年金の改善に関する国民年金審議会福祉年金小委員会の中間報告が出されたあと、引き続き同審議会において拠出制年金に関して検討が行われ、47年10月18日に制度の改善に関する意見書の提出があり、これに基づき、国民年金の改正について48年1月31日に国民年金審議会、2月3日に社会保障制度審議会に諮問された。

これらの改正に関する各審議会の答申は、2月13日に社会保険審議会、2月14日に国民年金審議会、2月16日に社会保障制度審議会から行われ、これらの答申をうけて厚生年金保険法等の一部を改正する法律案が閣議決定の後2月17日に第71回国会に提出された。

改正法案は、慎重な審議が行われた末、衆・参両院で修正のうえ、9月18日成立したが、その主な改正内容は次のとおりである。

### (2) 厚生年金の改正内容

#### ア 年金額の水準の引き上げ

年金額の水準については、47年秋の社会保険審議会の意見書に基づき、最近の被保険者の平均標準報酬の60%を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額5万円に引き上げることとした。

厚生年金の年金額は、報酬に関係なく加入期間の長さに応じて支給される定額部分及び加入期間中の報酬に応じて支給される報酬比例部分とからなる基本年金額と、妻や子がある場合に支給される加給年金額とからなっている。今回の改正では、定額部分及び報酬比例部分等の額を大幅に引き上げ、年金額の水準の引

き上げを図っている。

## (ア) 基本年金額

### a 定額部分

定額部分については、被保険者期間1月につき460円であるのを1,000円に引き上げることとした。

### b 報酬比例部分

報酬比例部分については、これまで平均標準報酬月額算定の当たっては、戦後のインフレ等の影響を考慮して32年10月前の期間の標準報酬を算定の基礎としないこととしてきたが、それ以後の期間については過去の標準報酬をおおむねそのまま用いてきた。しかし、過去の標準報酬の額をそのまま用いて年金額を計算することは現在の賃金水準からみて報酬比例部分の額を低額なものとする結果となっていた。このため今回の改正では、過去の標準報酬を全被保険者の平均標準報酬の伸びをもとに再評価し、これに基づいて報酬比例部分の額を算定することとした。この再評価を行うことにより、年金額が大幅に引き上げられることはもとより、これを既裁定年金に及ぼすことにより、新規裁定年金と既裁定年金との間の年金額の格差が相当程度解消されることとなる。

なお、標準報酬月額の最下限が2万円に引き上げられることとの関連から、再評価後の平均標準報酬月額が2万円に満たないときは、その額を2万円とすることとした。

## (イ) 加給年金額

加給年金額については、配偶者について月額1,000円から2,400円に引き上げ、子については、第1子月額600円、第2子月額400円から、第1子及び第2子とも800円に引き上げることとした。

以上述べた年金額の水準引き上げにより、標準的な加入期間(27年)があり、標準的な報酬をたどった人が改正後新たに受ける老齢年金の額は、妻の加給を含めて次の式のように月額5万円程度となる。

$1,000円 \times 27(年)(定額部分) + 84,600円 \times 10/1000 \times 27(年)(報酬比例部分) + 2,400円(妻の加給) = 52,242円(年金額)$

## イ スライド制の導入

スライド制の導入は、年金制度の多年の懸案であったが、公的年金制度として、経済変動に応じた年金額の実質的価値の維持を図ることは是非とも必要であるところから、今回物価スライド制が導入されることとなった。これは我が国公的年金制度において画期的なことである。

この年金額のスライドの具体的な方法としては、消費者物価指数が1年度又は2年度以上の間に5%を超えて変動した場合には、変動した比率を基準として、11月から年金額が改定されるものである。なお、消費者物

価指数には、総理府で作成している年度平均の全国消費者物価指数を用いることとしている。

また、賃金の上昇や生活水準の向上に見合った年金額の引き上げは、従来どおり財政再計算期の際に行うことによって、今回導入される自動スライド制とあいまって、将来にわたって適正な年金額の水準が維持されるものと考えられる。

## ウ その他の主な給付改善

## (ア) 在職中の老齢年金

老齢年金や通算老齢年金は、働いていない場合には60歳から、働いている場合には65歳から支給されるのが原則であるが、60歳以上65歳未満の受給資格期間を満たして収入の少ない人には、標準報酬等級に応じて年金額の2割ないし8割を支給することとなっている。今回の改正では、最近の賃金の上昇、生活水準の向上等を考慮して、標準報酬月額が4万8,000円以下の人に、標準報酬等級に応じて老齢年金又は通算老齢年金の2割ないし8割を支給することとなった。これにより、

受給資格期間を満たした被保険者で収入の少ない人は、60歳から、老齢年金と給与とを合わせて月額おおむね5万円程度の収入が確保されることとなる。

## (イ) 障害年金及び遺族年金

障害年金及び遺族年金については、定額部分の1月当たりの額が1,000円に引き上げられたことに伴い、最低保障額は、月額8,800円から2万円へと2倍以上に引き上げられることとなった。なお、障害年金及び遺族年金の年金額についても、標準報酬の再評価を行うため、老齢年金と同様大幅に引き上げられることとなった。

また、障害年金については、従来は受給権者が法律に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは直ちに失権することとなっていたが、

これを改め、その廃疾の状態に該当しない間支給停止とし、3年以内に廃疾の程度が重くなり法別表に該当するようになったときは再び障害年金が支給されるようにしている。

## エ 標準報酬等級の改定

現在の標準報酬の上・下限の額は、最近の賃金の上昇によって実情に合わなくなったことから、被保険者の賃金の分布等を考慮して、上限を13万4,000円から20万円に、下限を1万円から2万円にそれぞれ引き上げ、等級区分を33等級から35等級に改めることとした。

## オ 保険料率の改定

今回の改正では、大幅な給付改善に伴い、保険料率については、被保険者の種別に応じて、それぞれ次のように改めることとなった。

### 改正前 改正後

第1種被保険者(一般男子) 1,000分の64 1,000分の76

第2種被保険者(女子) 1,000分の48 1,000分の58

第3種被保険者(坑内夫) 1,000分の76 1,000分の88

第4種被保険者(任意継続被保険者) 1,000分の64 1,000分の76

## カ 実施時期

今回の厚生年金の改正は、48年11月1日から実施された。

なお、船員保険についても、厚生年金の改正に準じて年金額の水準の引き上げ、スライド制の導入等の改正が行われている。

### (3) 国民年金の改正内容

#### ア 年金額の水準の引き上げ

##### (ア) 老齢年金

国民年金の老齢年金の額については、厚生年金の年金額の引き上げに見合っって大幅な改善が行われている。

老齢年金の額の計算については、保険料納付済期間1月につき320円が800円に引き上げられ、併せて、附加保険料を納付した場合の保険料納付済期間1月につき180円が200円に引き上げられた。これにより、25年間国民年金に加入した場合の老齢年金の額は、夫婦で月額5万円となることとなる。

$$\{(800円 \times 25(年)) + (200円 \times 25(年))\} \times 2(人) = 50,000円$$

老齢年金の25年という資格期間は、36年の制度発足当時の年齢に応じて、24年から10年まで短縮する措置がとられているが、この経過的に資格期間が短縮されている者が受ける年金については、特に優遇が図られている。今回の改正においては、この優遇部分について計算の基礎が120円から300円に引き上げられたことにより、いわゆる十年年金は通常の場合月額1万2,500円(夫婦月額2万5,000円)となる。

$$(800円 \times 10(年)) + \{300円 \times (25(年) - 10(年))\} \times \text{保険料納付済期間}(10年) / \text{被保険者期間}(10年) = 12,500円$$

五年年金の額は、今回の改正によって現行月額2,500円から8,000円に引き上げられた。

次に、通算老齢年金は、本来の年金の額と同様1月につき800円によって計算することとされているが、明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた者に係る通算老齢年金の額については、十年年金との均衡を考慮して、1月当たり単価を1,200円に引き上げることとした。

##### (イ) 障害年金

障害年金の最低保障額については、厚生年金における最低保障額の改善を考慮して、現行月額8,800円から2万円に引き上げることとした。

##### (ウ) 母子年金、準母子年金及び遺児年金

母子年金、準母子年金及び遺児年金の額は定額であるが、現行月額8,400円から2万円に引き上げられた。なお、子の加算については従来どおり2人目から対象となるが、加算の対象となる子のうち1人(2人目の子)については月額400円から800円に引き上げられた。

##### (エ) 死亡一時金

死亡一時金については、現行3年以上10年未満1万円、10年以上15年未満1万4,000円は、いずれも1万7,000円に引き上げられた。

## イ スライド制の導入

国民年金についてもスライド制が導入された。これによって、厚生年金と同様消費者物価指数が5%を超えて変動した場合は、翌年の1月以降の年金給付の額を改定することとしている。

## ウ 保険料と国庫負担

### (ア) 保険料の改定

今回の改正により年金額の水準を2.5倍に引き上げる給付改善が図られたが、保険料については、現行月額550円から900円に引き上げられた。なお今回の引き上げ後の保険料の額については、将来にわたる財政の均衡を図るため、50年1月以後においては段階的に引き上げられることが規定されている。

附加保険料についても、附加年金の給付水準の引き上げに伴い、現行月額350円から400円に引き上げられるとともに、附加保険料を納付する者となることができる人の範囲が拡大され、所得がない妻等についても、世帯主に所得があるときは附加保険料を納付する者となることとなった。

### (イ) 国庫負担の改正

国庫負担については、給付の引き上げに伴う増額が行われることとなるが、今回の改正では、特に十年年金等のいわゆる経過的老齢年金について、年金額の加算が行われている部分の国庫負担率が、現行の3分の1から2分の1に引き上げられることとなる。

## エ 福祉年金の額の引き上げ等

福祉年金については、現実の老齢年金の受給者の大部分が老齢福祉年金の受給者であることから、その額の引き上げが大きな課題となってきたところである。

老齢福祉年金については、前回の改正で月額2,300円から3,300円に引き上げられ、更に、今回の改正においても、月額3,300円から5,000円に、1,700円の大幅な引き上げが行われた。

障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額についても、老齢福祉年金の額との割合を現行どおり維持するよう引き上げが行われた。すなわち、障害福祉年金の額は、現行月額5,000円から7,500円に引き上げられた。

なお、障害福祉年金については、これまで1級障害者にだけ支給されていたが、今回の改正により、2級障害者にも支給するみちを講じることが規定されている。

また、母子福祉年金及び準母子福祉年金については、現行月額4,300円から6,500円に引き上げられ、加算についても、抛出年金と同様、加算の対象となる子のうち1人(2人目の子)については、現行月額400円から800円に引き上げられた。

## オ その他

### (ア) 五年年金の加入の再開

国民年金制度発足当時50歳を超え55歳を超えない者(明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた者)であって、十年年金及び五年年金のいずれにも任意加入しなかった者等については、申し出により再び五年年金に加入できることとなった。この申し出をした者については、45年6月から申し出をした月の前

月までの期間について月額900円を納付し,申し出後の被保険者期間に係る保険料納付済期間とを合算して5年に達したときは65歳に達したときに(65歳に達した後に5年に達したときはそのときに),五年年金の受給権を取得するものである。

この場合の年金額も,これまでの五年年金の額と同様,月額8,000円である。

#### (イ) 保険料納付の特例

48年4月1日前の強制加入被保険者期間のうち保険料滞納期間があることによって老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得することができない者については,保険料の時効到来期間について,1月につき900円を納付することによって,保険料納付済期間とすることとしている。この納付は,50年12月31日までに行わなければならない。

#### (ウ) 老齢特別給付金

国民年金発足当時55歳を超えていた(明治39年4月1日以前に生まれた者)ため拠出制の年金に加入することができなかった者であって,まだ70歳に達していないため老齢福祉年金を受給していない年齢層の老人に対して,今回の改正によって月額4,000円の老齢特別給付金が支給されることになった。この老齢特別給付金は,所得制限その他国民年金法の規定の適用については,老齢福祉年金と同様の取り扱いとなるものである。

#### (4) 年金福祉事業団法の改正

厚生年金保険法,国民年金法等の改正とあわせて,年金福祉事業団法の改正が行われた。その主たる内容は,1)年金福祉事業団の行う福祉施設として保養のための総合施設を明示すること,及び2)年金福祉事業団の業務の範囲として,自ら居住するため住宅を必要とする被保険者のために住宅資金の貸付けを行うものとする,の2点である。

#### ア 保養のための総合施設

年金福祉事業団においては,48年度から年金積立金の還元融資事業の改善の一環として大規模年金保養基地の設置に着手することを予定しているところであるが,これまでの年金福祉事業団法においては,年金福祉事業団が設置運営する厚生年金保険等の福祉施設としては,「老人福祉施設,療養施設その他の施設で政令で定めるもの」と規定していて実態に即さなかったところから,この規定中の例示を改め,「保養のための総合施設」を明示することとしたものである。

#### イ 被保険者住宅資金貸付制度の実施

48年度より,還元融資業務の一環として,厚生年金保険,船員保険及び国民年金の被保険者に直接還元融資の利益を及ぼすため,年金福祉事業団の業務範囲として,公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付制度と同内容の被保険者住宅資金貸付制度を加えることとした。

この貸付制度は,1)厚生年金保険及び船員保険の被保険者に対しては,事業主,船舶所有者,事業主で組織する団体又は被保険者で組織する団体等を通ずるいわゆる転貸方式により行うこととしているが,このような転貸方式により貸付けを受けることが著しく困難な場合には,直接融資することとしている(この場合には,業務を住宅金融公庫に委託する。)。2)また国民年金の被保険者に対しては,その実態にかんがみ,転貸方式によることは不適當なので,年金福祉事業団より被保険者に直接融資することとしている(この場合も,住宅金融公庫を通じて行う。)。貸付資金は,住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)である。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 1 拠出制国民年金

##### (1) 適用状況

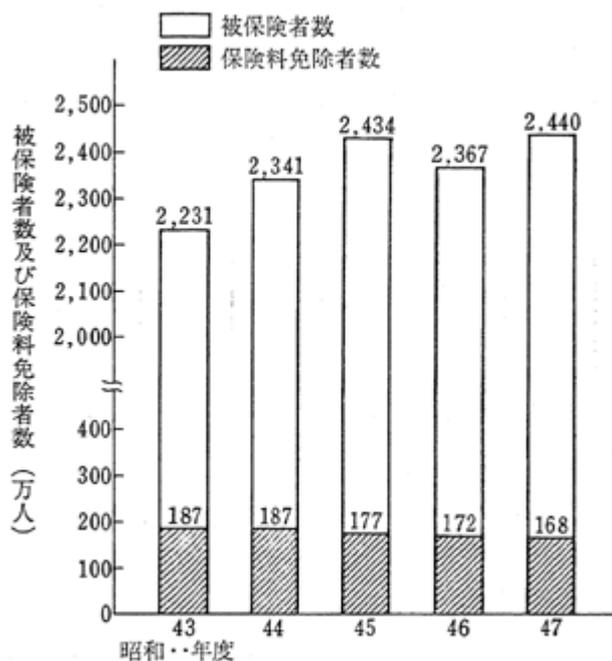
国民年金は、他の公的年金が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者を住所地において個人単位には握しなければならず、しかも、その対象者が過去において年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々には握し、制度に加入させるに当たっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが、年金額の大幅引き上げを中心とする制度充実が予定されていたこともあって、住民の制度に対する関心も高まり、若年任意加入者を中心に、適用が促進されてきた。

この具体的なものとして、任意加入者が昨年同期に比し約60万人も増加したことがあげられ、これまでは、各年とも約30万人程度の増加で推移してきたことと比較すれば、2倍近くの伸びとなり、被用者の妻のこの制度に対する関心の深さを物語っている。

また、被保険者全体の適用状況についてみると、48年3月末における被保険者数は2,441万人であり、47年同期に比し約74万人増加している。このなかには、沖縄県の被保険者数23万人が含まれており、これを除く純増は51万人となっている(第3-1-1図参照)。

##### 第3-1-1 図国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



社会保険庁調べ

## (2) 保険料

国民年金の保険料収入は、47年度において1,536億円である(第3-1-3表参照)。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

(単位：百万円)

43年度	44	45	46	47
53,974	69,253	107,090	122,413	153,617

社会保険庁調べ

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。この検認率についてみると、年々着実に向上しており、47年度末における全国平均の検認率は、95.7%に達している。しかしながら、都市部における検認率は46年度より向上したとはいえ、なお、93.4%にとどまっており、郡部における検認率99.8%に対してかなり低い現状である。このことから、今後の力点は大都市における特別対策を策定し、推進することにある。

なお、保険料の未納者に対しては、年金権の確保のために戸別訪問による督促を行い、納付書や納付勧奨状を発行するなど徴収体制を更に充実してゆく必要がある。

## (3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除との二つがある。法定免除とは法定の条件に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当理由は、障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法の生活扶助等を受けているときなどである。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事はその可否を決定するものである。

47年度末において保険料を免除された被保険者数は、法定免除65万人、申請免除103万人、合計168万人であって、その免除率は8.5%である(第3-1-1図参照)。

この免除について年度別にその状況をみると、逐次その数が減少している。

これは、制度の趣旨が周知されるにしたがい、また、現実に老齢年金の支給が開始されたこともあって、将来より有利な年金を受けるために納付意欲が上向いた一つの表れであるといえよう。

#### (4) 所得比例

所得比例は45年10月から導入された制度で、加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入をする建て前となっている。

47年度末の所得比例保険料納付者数は、任意加入者が94万人、当然加入者が同じく94万人、合計188万人となっている。

#### (5) 給付

抛出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況をみると、第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金	寡婦年金
受給権者数(人)	43年度末	138,769	-	-	26,570	105,973	61	6,165	-
	44	157,824	-	-	35,682	115,447	69	6,626	-
	45	176,869	-	-	48,040	122,051	78	6,700	-
	46	429,781	229,470	2,513	60,117	126,715	92	6,731	4,143
	47	750,654	517,854	13,280	73,658	128,662	109	6,643	10,448
給付額(千万円)	43年度	82,178	-	-	18,211	62,594	35	1,338	-
	44	93,912	-	-	24,457	67,974	39	1,442	-
	45	174,392	-	-	54,389	115,599	72	4,333	-
	46	313,366	119,724	505	67,943	119,886	86	4,426	796
	47	505,049	207,009	2,614	91,420	133,933	112	4,904	2,057

社会保険庁調べ

46年度において、いわゆる十年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、約23万人の受給権者が発生したが、47年度においても約29万人が老齢年金受給権者の仲間入りをした。

このように、今後ますます受給権者が累増していくことに伴い、国民年金に対する期待は、より急速に高まっていくものと予想される。

#### (6) 財政

国民年金は、将来の給付に備え、収納保険料を積み立て、国もその保険料の拠出時において、保険料額の2分の1に相当する額を積み立てるほか、保険料免除者の給付費についても負担することとしている。この国の負担割合は、他の年金制度に比較し、事業主負担分がないこともあって高くなっている。

積立金の総額は、47年度末において1兆1,761億円に達している。なお、この一部は、特別融資として、国民生活にかかわりの深い住宅、水道、福祉施設の建設のために充てられている。

このほか国民年金の事務の執行に要する経費は国庫で負担している。

---

---

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の4種類があり、全額国庫負担で給付が行われている。

年金額は第3-1-5表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-5表 福祉年金額の引き上げ経過

第3-1-5表 福祉年金額の引き上げ経過

(単位：円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34年11月1日	12,000	18,000	12,000	(創設)12,000
36 4 1				
38 9 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40 9 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42 1 1	18,000	26,400	20,400	20,400
43 1 1	19,200	30,000	24,000	24,000
43 10 1	20,400	32,400	26,400	26,400
44 10 1	21,600	34,800	28,800	28,800
45 10 1	24,000	37,200	31,200	31,200
46 11 1	27,600	40,800	34,800	34,800
47 10 1	39,600	60,000	51,600	51,600
48 10 1	60,000	90,000	78,000	78,000

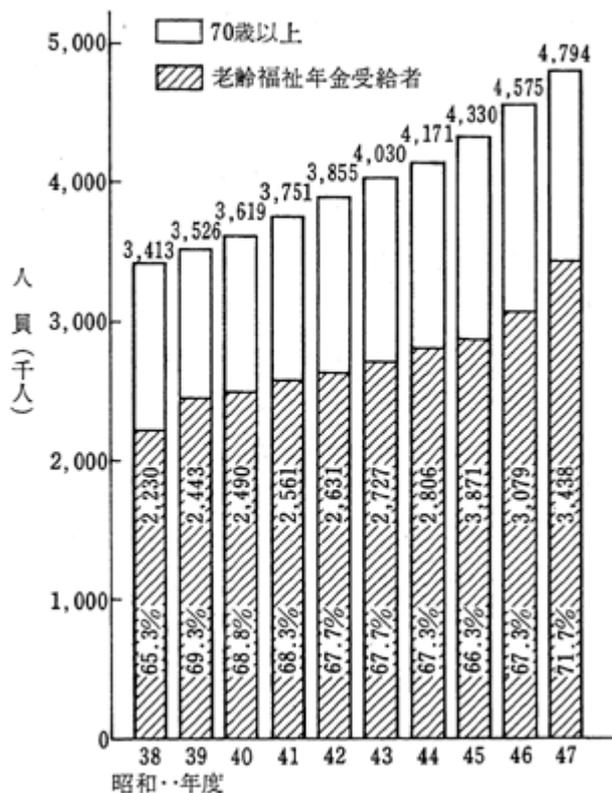
厚生省年金局調べ

福祉年金の受給権者の総数は、47年度末現在441万9,000人に達しているが、その推移をみると、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。これは、36年以来毎年のように改正されてきた支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

老齢福祉年金の受給者は、47年10月末現在344万人であるが、これは、総理府統計局において推計した70歳以上の人口479万人の約71.7%に相当している(第3-1-2図参照)。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 受給者数は、各年とも10月末現在である。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したときは、障害福祉年金を支給する制度)もとり入れられたので、受給者数はかなり顕著な伸びを示している。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、いくつかの支給制限の措置がとられている。

これを大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの、(イ)他の公的年金制度の給付を受けることによるものに二分することができる。

47年度末現在の受給権者数は442万人を数えるが、支給停止条件に一該当し福祉年金の支給を停止されている者は45万人(102%)である。この比率は46年度(12.9%)より減少している。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の5月から翌年の4月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、毎年、所得税法、地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引き上げを図ってきている。

所得による支給停止の該当者は、47年度末現在で扶養義務者の所得によるものが14万2,000人、本人の所得によるものが11万3,000人、配偶者の所得によるものが1万5,000人、合計27万人となっている。なお、所得による支給停止を受けている者は全受給権者の6.1%であり、46年度のその8.9%に比して減少しているが、これは、制限の基準額が大幅に引き上げられたことによるものである。

### イ 公的年金による支給停止

公的年金受給による支給停止は、厚生年金保険、恩給等の他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を停止することをいうものである。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と、増加恩給や公務扶助料等戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち一般の公的年金を受給している場合は、その公的年金の額が6万円を下まわるときに限り、6万円と当該公的年金との差額が支給される。なお、福祉年金の額が6万円を超えるときは、福祉年金の額から当該公的年金の額を差し引いた額が支給される。また、戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し又は死亡した当時の階級が中尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給され、その階級が大尉以上であるときは、福祉年金の全額が支給を停止される。

福祉年金と公的年金との併給者は、47年度末現在49万7,000人で、そのほとんどは恩給法による旧軍人の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等の戦争公務による恩給、年金の受給者である。

### (3) 給付費

福祉年金は、毎年、1月、5月、9月を支払期日として、その前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から46年度末までに約6,124億円支払われているが、最近5年間をみると第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 福祉年金支払額類の推移

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移  
(単位：百万円)

	42年度末	43	44	45	46
支 払 額	55,346	62,588	68,837	75,778	89,274

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所数は毎年度4%程度の増加を示しており、47年度末の適用事業所数は約78万となっている。

また、被保険者数は、適用事業所の伸びよりも若干下まわり、毎年度2~3%程度で増加しており、47年度末は2,311万人となっている。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、47年度末では29.8人で、わずかではあるが減少傾向にある(第3-1-7表参照)。

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

(単位：件、人)

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
43年度末	671,736	20,719,884	13,771,106	6,808,253	111,927	28,598
44	703,272	21,581,909	14,340,161	7,119,637	91,321	30,790
45	731,572	22,259,616	14,834,388	7,312,582	79,953	32,693
46	746,108	22,514,189	15,092,708	7,322,673	63,144	35,664
47	776,594	23,111,511	15,528,419	7,492,969	51,930	38,173

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は、保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものであるが、近年の賃金の上昇を反映して毎年10%以上の増加を示している。47年度は、第1種被保険者8万4,801円、第2種被保険者4万5,565円、第3種被保険者9万4,567円となり、その平均は7万2,081円で、前年度に比べて12%の伸びを示している(第3-1-8表参照)。

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移  
(単位：円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者
	平均	第1種	第2種	第3種	
43年度	38,360	44,851	25,036	50,078	31,132
44	47,526	56,548	29,171	61,862	33,918
45	54,806	64,823	34,306	71,149	37,827
46	64,301	76,044	39,932	83,571	42,149
47	72,081	84,801	45,565	94,567	47,898

社会保険庁調べ

保険料の額は標準報酬月額に保険料率を乗じて算出されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照らして、5年ごとに再計算されることになっている。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金があり、一時金給付として障害手当金及び脱退手当金がある。年金受給権者数は、毎年15~16%程度増加している。(第3-1-9表及び第3-1-10表参照)。

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
受給権者数(人)	43年度末	905,146	384,069	33,537	310	87,376	399,854
	44	1,018,813	446,159	46,678	372	89,397	436,207
	45	1,187,639	519,695	90,157	378	95,166	482,243
	46	1,370,532	600,516	138,911	348	100,036	530,721
	47	1,571,641	690,233	196,336	315	104,892	579,865
給付額(百万円)	43年度	71,715	38,313	1,268	14	7,199	24,921
	44	132,130	74,470	2,605	24	11,762	43,268
	45	155,890	89,007	6,213	25	12,724	47,922
	46	199,386	115,789	10,695	26	14,897	57,979
	47	232,748	137,872	15,175	24	15,915	63,762

社会保険庁調べ

第3-1-10表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

第3-1-10表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
43年度末	99,756	37,815	44,493	82,389	62,325
44	166,913	55,817	63,354	131,574	99,193
45	171,268	68,913	65,650	133,702	99,372
46	192,816	76,992	74,237	148,916	109,246
47	199,748	77,293	75,634	151,725	109,960

社会保険庁調べ

## ア 老齢年金

47年度末における老齢年金の受給権者数は69万233人で、近年は毎年16%前後増加している。

## イ 通算老齢年金

47年度末における通算老齢年金の受給権者数は19万6,336人で、本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けている。特に45年度及び46年度には、高齢者に対する資格期間短縮措置による受給権者が発生したこともあって、45年度は前年度に比べ93%の増、46年度は54%の増と大幅な伸びを示している。

## ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間を含めて資格期間をみることによって支給される年金である。47年度末における受給権者数は315人で、前年度に比べ9%減少している。

## エ 障害年金

47年度末における障害年金の受給権者数は10万4,892人で、前年度に比べ5%増加している。

## オ 遺族年金

47年度末における遺族年金の受給権者数は57万9,865人で、毎年度10%前後増加している。

## カ 障害手当金

47年度における障害手当金の受給者数は466人で、受給者1人当たりの平均受給額は28万5,176円である。

## キ 脱退手当金

47年度における脱退手当金の受給者数は12万5,351人で、毎年度減少傾向を示している。受給者1人当たりの平均受給額は4万4,180円である(第3-1-9表及び第3-1-10表参照)。

(4) 年金給付の業務

保険給付の裁定,支払業務は,脱退手当金を除き,社会保険庁において電子計算組織を活用して集中処理されている。

年金は,毎年,2月,5月,8月及び11月の4期(通算老齢年金及び特例老齢年金は6月と12月の2期)にそれぞれ前月分まで,社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座又は郵便局へ直接送金することになっている。

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は,保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に大別される。前者は保険料と積立金から生ずる利子収入でまかなわれるが,20%の国庫負担がある。後者はその全額を国庫が負担している(第3-1-11表参照)。

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

(単位:百万円)

	43年度	44	45	46	47
収入総額	634,112	779,611	1,033,362	1,218,971	1,471,366
保険料	450,557	553,604	747,945	871,765	1,043,123
国庫負担金	17,598	22,432	33,004	36,010	45,415
事務費	3,630	4,315	5,192	6,503	7,277
給付費	13,968	18,117	27,812	29,507	38,138
利子	163,374	201,213	249,612	309,096	379,764
積立金より受け入れ	207	-	-	-	-
その他の収入	2,377	2,362	2,801	2,100	3,064
支出総額	85,603	108,967	167,166	196,962	243,102
保険給付費	76,847	98,855	154,470	183,079	225,922
事務費	4,791	5,133	5,698	6,871	7,861
福祉施設費	3,889	4,714	6,987	6,878	9,155
その他の支出	76	265	113	104	164
収支差引剰余金	548,509	670,644	866,194	1,022,009	1,228,263
翌年度へ繰り越し	527	906	-	636	1,613
積立金へ繰り入れ	547,982	669,738	866,194	1,021,373	1,226,651
年度末現在積立金	2,336,280	2,884,262	3,554,000	4,420,194	5,446,973

社会保険庁調べ

(注)「積立金へ繰り入れ」は,当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積み立てる額であり,当該年度の「年度末現在積立金」は,この額を含まない積立金の総額である。

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては,本来の保険給付のほかに,被保険者,被保険者であった者及び受給権者の福祉の増進を図ることを目的として,次のような福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院9か所

イ 厚生年金会館4か所

ウ 厚生年金老人ホーム21か所

エ 厚生年金スポーツセンター3か所

### (7) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、あわせて、これを上まわる年金給付を行うことを目的として、企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、加入員規模1,000人以上の企業又は合わせて1,000人以上となっているいくつかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、48年7月1日現在では、866基金、493万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、866基金のうち、単独企業による単独設立が374基金で43.2%を占め、親企業と子企業という二以上の関連企業による連合設立が295基金で34.1%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が197基金、22.7%となっている。

母体企業の業態別状況は、第3-1-12表のとおり、機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況  
(48年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
		人	人
水産業	3	6,166	2,055
建設業	42	171,525	4,084
食料品製造業	37	148,286	4,008
繊維製品製造業	70	360,332	5,148
木製品製造業	8	33,554	4,194
化学工業	60	236,561	3,943
金属工業	30	193,972	6,466
機械器具製造業	181	1,345,699	7,435
その他の製造業	59	230,499	3,907
卸売・小売業	166	980,603	5,907
金融業	86	495,265	5,759
運輸通信業	79	482,696	6,110
サービス業	45	245,948	5,466
計	866	4,931,106	5,694

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が682%、5,000人以上の基金は31.8%となっている。なお、第3-1-13表のとおり、5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	～2,000人 未満	2,000人～ 5,000人	5,000人～ 10,000人	10,000人 以上
44年7月	253(47.8)	167(31.6)	50(9.4)	58(11.2)
45 7	293(46.2)	192(30.3)	79(12.5)	70(11.0)
46 7	337(43.5)	224(28.9)	119(15.4)	94(12.2)
47 7	356(43.0)	242(29.2)	129(15.6)	101(12.2)
48 7	295(34.1)	295(34.1)	156(18.0)	120(13.8)

厚生省年金局調べ

(注) ( )内の数字は構成比(%)を示す。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上まわるものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ乗率方式でこれにより手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに、企業の独自性に応じた特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算型基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代行型	加算型	共済型
44年7月	329(62.3)	195(36.9)	4(0.8)
45 7	401(63.2)	229(36.1)	4(0.7)
46 7	512(66.1)	257(33.2)	5(0.7)
47 7	539(65.1)	283(34.2)	6(0.7)
48 7	544(62.8)	315(36.4)	7(0.8)

厚生省年金局調べ

(注) ( )内の数字は構成比(%)を示す。

年金給付の受給権者は、基金制度自体の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、47年度末では5万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建て前として、各基金ごとに、それぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う免除保険料率(男子1,000分の26、女子1,000分の22)に相当する保険料は、政府に納付することを免除される。

掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっており、現に866基金の大部分がその上まわる部分について事業主負担でまかなわれている。

## ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等についてよ厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

## エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)でまかなわれ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担することが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来ともまかなうことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

## オ 厚生年金基金

連合会基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

48年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ337万人及び407億1,132万円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金、脱退手当金があり、更に従前の規定によって支給されるものとして、寡婦(かん夫)年金と遺児年金がある。

これら年金部門の給付のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-15表及び第3-1-16表参照)。

第3-1-15表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総 数	老 齢 年 金 (通算老 年金を 含む)	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡 婦 ・ かん 夫 ・ 遺 児 年 金
				職 務 外	職 務 上	職 務 外	職 務 上	
受 給 権 者 数 (人)	43年度末	42,630	10,591	2,654	1,327	5,350	20,033	2,675
	44	32,792	12,136	2,432	1,211	6,194	8,164	2,655
	45	36,532	14,236	2,513	1,356	7,323	8,494	2,610
	46	38,609	15,685	2,286	1,438	8,176	8,476	2,548
	47	41,931	17,511	2,345	1,507	9,255	8,800	2,513
給 付 額 (十 万 円)	43 年 度	42,596	14,457	2,411	1,822	3,687	18,515	1,704
	44	54,328	26,852	3,419	2,220	6,661	12,604	2,572
	45	65,609	32,291	3,611	2,951	7,951	16,283	2,522
	46	76,974	39,157	3,628	3,415	9,858	18,195	2,721
	47	88,362	44,924	3,773	3,971	11,275	21,742	2,677

社会保険庁調べ

(注) 44年度以降の職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-16表 船員保険年金種類別1件当たり平均年金額の推移

第3-1-16表 船員保険年金種類別1件当たり平均年金額の推移

(単位:円)

	老齢年金	通算 老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦・かん 夫・遺児年 金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
43年度末	136,865	36,106	90,859	137,277	68,916	92,423	60,681
44	221,966	64,158	140,583	183,313	107,536	154,385	96,880
45	229,807	83,971	143,688	217,625	108,570	191,702	96,631
46	254,543	87,586	158,694	237,478	120,573	214,659	106,810
47	264,634	84,562	160,892	263,510	121,824	247,063	106,529

社会保険庁調べ

### ア 老齢年金

47年度末における老齢年金の受給権者数は、前年度末に比べると約10%の増加である。

一方1人当たりの平均年金額は給付改善によって年々増加し、5年前の43年度末に比べると約2倍の額となっている。

### イ 障害年金

47年度末における障害年金の受給権者数は、職務外の事由によるもの、職務上の事由によるものともに前年度に比べ、大きな動きはないが、受給権者1人当たりの平均年金額は、職務外の事由によるものにおいて約1%、職務上の事由によるものにおいて約11%の増加となっている。

### ウ 遺族年金

47年度末における遺族年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約13%、職務上の事由によるものは約4%の増加である。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、職務上の事由によるものにおいて約15%の増加となっている。

### (2) 年金給付の支払

年金は、厚生年金と同じ方法により支払われている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 5 石炭鉱業年金基金

---

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員(48年3月末現在会員数35)となり、前年の出炭量に応じて掛金(1トン当たり40円)を全額負担し、坑内員、坑外員(48年3月末現在坑内員数3万2,873人、坑外員数7,442人)の受ける給付が、厚生年金保険の老齢年金にプラス・アルファとして上積みされる点に、この制度の特色がある。

基金設立後5年を経て給付の始まった47年には財政の再計算が行われ、その際あわせて給付の改善も行われた(48年3月末現在受給権者数、坑内員老齢年金282人、坑外員老齢年金155人)。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 6 農業者年金基金

---

農業者年金制度は、国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活の保障及び農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるために、国民年金の基礎のうえに附加される年金制度として、農業者年金基金法に基づき創設された。このため、その事業主体として、45年10月1日、特殊法人である農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業、農地取得に際しての融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者は、一定の経営規模以上(0.5ヘクタール以上。ただし北海道においては一部を除き2ヘクタール以上)の農業経営主とされている。給付には、20年の保険料納付済間期と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年の保険料納付済期間を要件として65歳から支給される農業者老齢年金、それに年金給付に結びつかない場合の脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は、48年3月末現在101万6,000人となっている。なお、一時金については49年1月から、経営移譲年金については51年1月から、農業者老齢年金については56年1月から給付が開始される。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、47年度末では7兆8,497億円に達している。両年金制度における積立金の累積状況は 第3-1-17表のとおりである。

第3-1-17表 厚生年金保険及び国民年金の積立金累積状況

第3-1-17表 厚生年金保険及び国民年金の積立金累積状況

(単位：億円)

	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
43 年 度	5,478	28,843	996	4,352	6,474	33,195
44	6,697	35,540	1,233	5,585	7,930	41,125
45	8,662	44,202	1,686	7,271	10,348	51,473
46	10,214	54,416	2,103	9,374	12,317	63,790
47	12,320	66,736	2,387	11,761	14,707	78,497

厚生省年金局調べ

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金積立金の運用

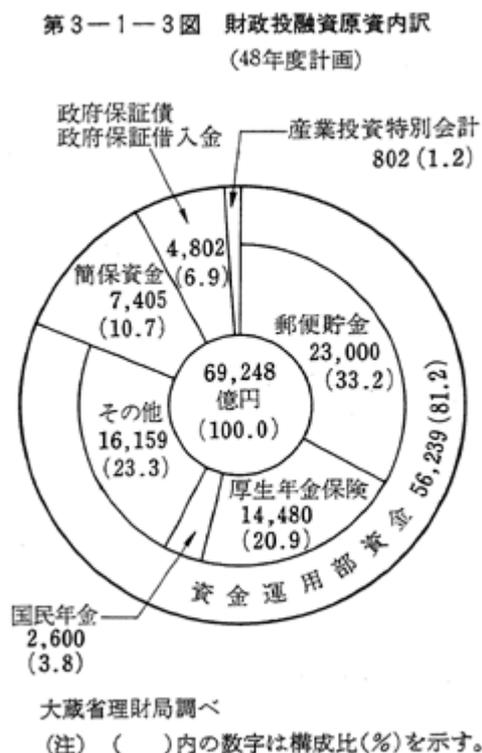
#### 2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、政策金融として、各般の分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では住宅建設、上・下水道、ごみ・し尿処理等の生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、道路や鉄道等公共投資の一部あるいは中小企業等に対する金融に重点がおかれている。48年度における財政投融资計画(当初計画)は6兆9,248億円で、政府の一般会計歳出予算額(当初)1兆2,841億円に比べると48.5%,おおよそ歳出予算の半分に相当する。

財政投融资の原資見込(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の81.2%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険及び国民年金の預託額は1兆7,080億円であり、資金運用部資金の30.4%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資内訳



年金積立金の運用については、それが被保険者から拠出された保険料の集積であることにかんがみ、財政投

融資計画においては、特に郵便貯金等の他の政府資金と区別して「年金資金等」としてその用途別分類表を作成し、国民生活の安定向上に役立つ分野に重点的に運用するようにしているところである。

48年度の財政投融资計画における年金資金等の用途については、被保険者の福祉増進に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備、(3)厚生福祉施設の分野(いわゆる(1)～(3)分類)にその3分の2程度を、又は国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備、(3)厚生福祉施設、(4)文教施設、(5)中小企業、(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度を配分することを目途とし、残余についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、災害復旧、(8)道路(9)運輸通信、(10)地域開発の分野に配分することとしている。この割合は、36年度より、いわゆる(1)～(6)分類に75%程度を配分することを目途とされていたが、48年度より福祉還元の充実を一層図るため、上記のように(1)～(3)ないし(1)～(6)分類への配分率を高めることとされたものである。

また、このうち、特に、毎年度新規預託金増加見込額の3分の1相当額(47年度までは4分の1相当額)を、還元融資として、保険料の拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する対象に対し、できる限り低利に運用することとされている。

48年度の財政投融资用途別分類表は第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 財政投融资用途別分類表

第3-1-18表 財政投融资用途別分類表  
(48年度)

(単位：億円)

	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債、借入 金	合 計
		年 金 資 金 等	郵 貯 資 金 等	小 計			
(1) 住 宅	-	4,344	6,717	11,061	1,300	148	12,509
(2) 生活環境整備	132	5,468	4,000	9,468	551	1,187	11,338
(3) 厚生福祉施設	-	1,997	15	2,012	10	-	2,022
(4) 文教施設	-	86	239	325	1,088	-	1,413
(5) 中小企業	-	2,322	6,960	9,282	630	338	10,250
(6) 農林漁業	-	767	2,137	2,904	263	-	3,167
(1)～(6) 小 計	132	14,984	20,068	35,052	3,842	1,673	40,699
(7) 国土保全、災害 復旧	-	280	1,160	1,440	130	-	1,570
(8) 道 路	-	619	2,552	3,171	2,340	1,025	6,536
(9) 運 輸 通 信	-	1,383	5,708	7,091	882	1,105	9,078
(10) 地 域 開 発	18	360	1,490	1,850	121	726	2,715
(7)～(10) 小 計	18	2,642	10,910	13,552	3,473	2,856	19,899
(11) 基幹産業	22	-	2,075	2,075	90	273	2,460
(12) 貿易、経済協力	630	-	5,560	5,560	-	-	6,190
合 計	802	17,626	38,613	56,239	7,405	4,802	69,248

大蔵省理財局調べ

(注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」「日本開発銀行」「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。

2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加額を計上している。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金積立金の運用

#### 3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資は、年金積立金が主として被保険者の拠出した保険料の集積であることにかんがみ、その運用に当たって、保険料拠出者の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する分野に配分する制度である。

この還元融資の形態としては、特殊法人である年金福祉事業団を通じて行う民間事業、都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行う地方公共団体貸付け、医療金融公庫等のその他の機関を通じて行うものがある。

48年度における還元融資の資金計画は第3-1-19表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

#### 第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

(48年度)

(単位:億円)

	47年度	48年度
還元融資資金総額	3,678	5,724
年金福祉事業団	850	1,371
住宅	701	755
療養施設	53	58
厚生福祉施設	96	112
被保険者住宅資金貸付け	-	365
大規模年金保養基地	-	81
特別地方債	2,096	3,543
住宅	108	162
(賃貸住宅)	75	80
(水洗便所改造資金貸付け)	30	74
(老人居室整備資金貸付け)	3	8
病院	350	400
厚生福祉施設	353	570
(1) 社会福祉施設等		370
(2) レクリエーション・スポーツ施設	353	200
一般廃棄物処理	378	620
簡易水道	128	157
と畜場	23	40
産業廃棄物処理	10	10
同和対策	150	225
下水道	204	550
上水道	392	809
その他	732	810
医療金融公庫	273	301
社会福祉事業振興会	84	119
国立病院特別会計	61	105
公害防止事業団	314	285

厚生省年金局調べ

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅、療養施設、厚生福祉施設に対する貸付け

厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人等に対し、これらの者が、被保険者等の福祉を増進するため、住宅、療養施設、厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

利率は、大企業事業主(事業主又は船舶所有者で資本の額又は出資の総額が1億円(卸売業は3,000万円、小売業、サービス業は1,000万円)を超え、かつ、常時使用する被保険者数が300人(卸売業は100人、小売業、サービス業は50人、鉱業は1,000人)を超えるものをいう。)については年7%、中小企業主その他の法人については年6.2%(48年8月貸付決定分から6.5%)であるが、特に被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金

融資については年5.5%(48年4月貸付決定分から5.2%)とされている。事業計画額は800億円が予定されている。

## イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して還元融資の利益を及ぼすため、公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同内容の住宅資金貸付けを行おうとするもので、48年度より実施するものである。この制度は、1)厚生年金保険、船員保険の場合にあっては、事業主等を通ずる転貸方式により被保険者に融資することを原則としており、この場合、被保険者は被保険者期間に応じて最高250万円まで融資を受けられる。事業主等に対する貸付利率は、年6.2%とし、事業主等より被保険者に対する貸付金利は6.2%以下である。2)国民年金の場合にあっては、住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしており、その場合の貸付金額は50万円、貸付利率は年6.2%である。事業計画額としては全体で560億円が予定されている。

## ウ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った勤労者に対して、健康増進、勤労、教養、住居等の保養施設を総合的に整備し、これらの人々が老後生活を通じ単に余生を送るというだけでなく、生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するとともに、勤労者や青少年層の健康増進、日常生活における緊張の緩和、増大する余暇の有効にして健全な利用等に資する場をも提供することを目的として整備しようとするものである。

48年度においては3か所に着手することを予定しており、事業計画額として150億円、資金計画額として81億円を見込んでいる。また1か所の土地の規模としては330ヘクタール(100万坪)、投下資金200億円を予定している。

## (2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者等を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険又は船員保険の適用を受ける事業主又は船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)老人専用居室を整備する資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域で既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業)、病院、厚生福祉施設(国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館、保育所などの社会福祉施設等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理、ごみ処理施設等)、簡易水道、上水道施設等である。利率は年6.5%である。

年金福祉事業団及び特別地方債の47年度における融資の申請及び決定の状況は第3-1-20表及び第3-1-21表のとおりである。

### 第3-1-20表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

第3-1-20表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況  
(47年度) (単位:百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	2,259	90,766	2,106	80,600
住 寮	1,618	62,917	1,536	57,600
養 護 施 設	65	5,771	62	5,000
厚 生 福 祉 施 設	576	22,078	508	18,000
総 数	576	22,078	508	18,000
体 育 施 設	56	6,108	47	4,467
休 養 施 設	208	6,037	177	5,053
教 養 文 化 施 設	240	7,990	221	7,005
給 食 施 設	67	1,871	59	1,409
そ の 他 の 施 設	5	72	4	66

厚生省年金局調べ

第3-1-21表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-21表 特別地方債の申請状況及び決定状況

(47年度)

(単位:百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	5,980	336,607	5,893	270,177
住 宅	152	13,672	152	12,315
病 院	493	86,437	486	63,071

第3-1-21表(続き)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	1,976	72,932	1,953	59,464
厚 生 福 祉 施 設				
社会福祉施設	1,222	21,623	1,217	17,372
衛生検査施設	7	1,921	7	1,253
保健所	40	1,846	36	1,590
火葬場	78	1,070	78	924
保健婦等養成所	23	1,129	23	894
体育施設	389	20,303	381	16,711
休養施設	81	5,758	79	5,188
青少年教育施設	33	1,929	33	1,649
会館	92	16,855	88	13,443
東海自然歩道	9	338	9	288
健康増進センター	2	160	2	152
一 般 廃 棄 物 処 理	1,460	145,912	1,405	66,505
簡 易 水 道	1,029	14,060	1,029	13,267
と 畜 場	57	3,594	55	2,509
産 業 廃 棄 物 処 理	0	0	0	0
同 和 対 策	784	(23,691)	784	(23,237)
下 水 道	10	(121,974)	10	(114,786)
上 水 道	19	(180,339)	19	(155,910)
				25,938

厚生省年金局調べ

(注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び48年度以降の融資予定分を含んでいる。

2. ( )内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金とをあわせて決定されたものについて記入したものである。

3. 本表は、48年3月31日現在で整理したものである。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第1節 生活保護制度の動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、あわせてその自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金、児童手当等各種の所得保障制度の充実が著しく、これらの制度のみで国民生活の最低限(ナショナル・ミニマム)を保障しうるならば、もちろん生活保護制度の存在の余地はないが、そのような状態の達成は現実問題として困難である。よって、他の所得保障制度とあい補いつつ、国民の生活を根底において保障するものとして、今後とも生活保護制度に期待されるところは大きいといわなければならない。

最近の経済社会の変動には著しいものがあるが、これは当然生活保護制度にもさまざまな影響を与えている。

第1に、国民の消費生活の著しい高度化があげられる。こうした事態に対し、国民の消費生活水準と被保護階層のそれとの格差の縮小を図るため、ここ数年、年率14%の保護基準の引き上げが行われている。

第2に、国民の生活様式、家族意識の急激な変化があるが、これに対しては、制度の運用面から毎年改善を行っている。

最後に、戦後の著しい経済成長の過程において、過剰労働力の吸収が行われ、保護の対象も傷病者、老人など社会的ハンディキャップを負っている者が大部分を占めるに至っており、これに伴い、医療扶助の果たす役割も著しく大きくなっている。また、これらの人々に健康で文化的な生活を保障するために、その特殊な需要に対していかに対応するかが問題とされるに至っている。

なお、このような保護を行うことは最終的には国の責任とされているが、実際の事務は、機関委任事務として地方公共団体が行い、更に個々の決定、給付事務等は、その居住地を管轄する福祉事務所において行われている。なお、保護に要する費用は、国が8割を負担し、残り2割を都道府県及び福祉事務所を設置している市町村が負担することとなっている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 生活保護基準

#### 1 生活保護基準の意義

生活保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すものであり、生活保護制度を実際に運用するに当たって、個々の国民が最低限度の生活需要が満たされているか否かを判定する尺度となるものである。

この基準は厚生大臣が定めることとされているが、基準を設定する際は、一般国民の生活実態に対応し、かつ、要保護者の年齢、性、世帯人員、所在地域等のもろもろの事情を十分考慮し、常に合理性、妥当性が確保されるようにしている。

## 各論

## 第3編 所得保障の充実

## 第2章 生活保護

## 第2節 生活保護基準

## 2 生活保護基準改定の概要

48年度の生活保護基準については、4月に、生活扶助基準をはじめとして、種々の改定を行った。

その改定の概要は、次のとおりである。

## (1) 生活扶助基準

生活扶助基準(基準生活費)については、対前年度比14%の引き上げを行った。

これは、従来と同様、一般世帯と被保護世帯との消費水準の格差を縮小する観点から、予想される一般世帯の消費水準の伸びを上まわる引き上げを行ったものである。

この引き上げによって、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は月額5万575円となり、47年度の4万4,364円に対し、6,211円の増額となった。この額は、35年度の5.7倍となっている(第3-2-1表参照)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移  
(標準4人世帯、1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
第16次	35年 4月 1日	8,914円	—%	100.0
第21次	40 4 1	18,204	112.0	204.2
第22次	41 4 1	20,662	113.5	231.8
第23次	42 4 1	23,451	113.5	263.1
第24次	43 4 1	26,500	113.0	297.3
第25次	44 4 1	29,945	113.0	335.9
第26次	45 4 1	34,137	114.0	383.0
第27次	46 4 1	38,916	114.0	436.6
第28次	47 4 1	44,364	114.0	497.7
第29次	48 4 1	50,575	114.0	567.4

厚生省社会局調べ

(注) 標準4人世帯の世帯構成は、35歳(男)、30歳(女)、9歳(男)、4歳(女)である。

また、入学準備金については、入学時に必要とされる通学服等の実態価格を考慮し、小学校入学時の場合47年度の5,500円から1万1,000円に、中学校入学時の場合5,000円から1万2,000円に、それぞれ引き上げた。

更に、入院患者日用品費については、一般疾病の場合5,710円から6,600円に引き上げたが、特に精神病の場合

は,5,140円から6,270円と一般疾病を上まわる引き上げを行った。

このほか,妊産婦加算,在宅患者加算,障害者加算における介護料等についても,それぞれ所要の改善を行った。

## (2) 教育扶助基準

一般世帯における児童生徒の教育費支出の増大に対応し,平均14.6%の引き上げを行った。

これを小学校3年生についてみると47年度の550円から660円に,中学校1年生男子では1,465円から1,680円になる。

## (3) 住宅扶助基準

被保護世帯が支払っている家賃の額を考慮し,一般基準額を47年度の2,800円(1,2級地)から4,500円に引き上げた。

なお,家賃,間代等の額がこの一般基準額を超える場合には,別に定める特別基準が適用されることとなっている。

## (4) 出産扶助基準

最近の出産に要する費用の実態に対応し,基準の限度額を,居宅分べんの場合47年度の1万4,000円から2万円に,施設分べんの場合1万1,000円に入院料の実費を加えた額から2万円に入院料の実費を加えた額に,それぞれ改定した。

## (5) 勤労控除

基礎控除については,業種別基礎控除を事務員,店員等の職種の場合で47年度の5,200円から6,080円に引き上げるとともに,基礎控除の最高額を8,580円から9,730円に引き上げた。

また,特別控除については,3万6,400円以内(1,2級地)から4万1,500円以内に引き上げた。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 最低生活保障水準

48年度の保護基準による最低生活保障水準の例を示すと第3-2-2表のとおりであり、標準4人世帯の場合、1級地で6万3,845円、4級地で4万6,776円となる。また老人2人世帯及び老人1人世帯の場合は、1級地でそれぞれ3万4,033円、2万1,753円、4級地でそれぞれ2万3,456円、1万4,486円となるが、年齢が70歳以上の場合は、更に老齢加算3,300円が上積みされる。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

	標準4人世帯					
	35歳男(日雇), 9歳男(小3) 30歳女(無職), 4歳女					
	47年度		48年度(当初)		48年度(補正後)	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	円 44,364	円 32,388	円 50,575	円 36,916	円 52,796	円 38,543
加算(別掲)	—	—	—	—	—	—
業種別基礎控除	7,030	6,295	8,110	7,300	8,460	7,610
教育扶助	550	550	660	660	660	660
住宅扶助	2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900
合計	54,744	40,533	63,845	46,776	66,416	48,713

	老人2人世帯					
	68歳男(無職) 65歳女(無職)					
	47年度		48年度(当初)		48年度(補正後)	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	円 25,890	円 18,907	円 29,533	円 21,556	円 30,826	円 22,484
加算(別掲)	—	—	—	—	—	—
業種別基礎控除	—	—	—	—	—	—
教育扶助	—	—	—	—	—	—
住宅扶助	2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900

正七次別						
合計	28,690	20,207	34,033	23,456	35,326	24,384

厚生省社会局調べ

(注) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、

障水準の具体的事例

母子3人世帯					
30歳女(無職) 9歳男(小3), 4歳女					
47年度		48年度(当初)		48年度(補正後)	
1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
円 32,927 (母子加算) 3,300 —	円 24,040 (母子加算) 3,300 —	円 37,534 (母子加算) 4,700 —	円 27,396 (母子加算) 4,700 —	円 39,181 (母子加算) 4,700 —	円 28,598 (母子加算) 4,700 —
550	550	660	660	660	660
2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900
39,577	29,190	47,394	34,656	49,041	35,858

老人1人世帯					
65歳女(無職)					
47年度		48年度(当初)		48年度(補正後)	
1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
円 15,109 — —	円 11,039 — —	円 17,253 — —	円 12,586 — —	円 18,001 — —	円 13,110 — —
2,800	1,300	4,500	1,900	4,500	1,900
17,909	12,339	21,753	14,486	22,501	15,010

労働組合費、通学費等の実費が控除される場合がある。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 生活保護基準

#### 4 生活保護基準の再改定

48年4月1日における生活保護基準の改定の状況は以上のとおりであるが、48年度については、10月1日から、生活扶助基準等について更に5%の引き上げを行った。

これは、今年度に入ってから消費者物価が政府の経済見通しによる数値をかなり上まわり、これが被保護世帯に与える影響を考慮して、年度中途ではあるが、特別措置として行ったものである。

この引き上げによって、1級地標準4人世帯の生活扶助基準額は、月額5万2,796円となり、48年度当初の5万575円に対し、2,221円の増額となった。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 生活保護の実施

#### 1 実施要領の改善

生活保護の具体的な運用は、「保護の実施要領」に従って行われており、この要領は、国民生活の動向に対応して毎年改善が図られている。

48年度において改善された主なものは次のとおりである。

まず第1に、世帯の認定上保護を要しない者が老人等の日常生活の世話を目的として被保護世帯に転入してきたときの当該転入者をはじめ、ねたきり老人等に配偶者がいる場合であっても配偶者の収入が一定額以下であるときの当該ねたきり老人、3年以上入院している未成年の子(15歳以下の児童)等について世帯分離を認め、いわゆる要介護者に対する暖かい配慮を期することとした。

第2に、資産の取り扱いについて、身体障害者が通勤に自動車が必要とする場合にはその保有を認めるとともに、その維持のために必要な燃料費、修理費等を、か働収入を得るための必要経費とした。

また、電話の保有については、従来、老人又は身体障害者のみによって構成される世帯等に限って認められていたが、保有容認範囲を拡大し、老人、心身障害者、長期療養者又は児童のいる世帯が利用している場合で、その保有が社会的に相当と認められるときは、これを認めることとした。

第3に、入浴設備の附設については、従来、重度の心身障害者、歩行困難な老人等自宅において入浴することが真に必要と認められる者に限られていたが、新たに一般世帯であっても一定の要件を満たす場合には、入浴設備の附設ができるよう支給対象範囲を拡大した。

以上のほか、昼間か働能力を十分活用している者については、保護を受けながら夜間大学に修学することを認めるとともに、奨学金、恵与金等がその者の修学費に充てられる限り収入認定をしないこととしたほか、恵与金等が幼稚園等での就園に充てられる場合は収入認定しないこととしたことなどの改善が図られた。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 生活保護の実施

#### 2 医療扶助運営要領の改善

生活保護法による保護のうち、医療扶助は、その範囲が診察、薬剤又は治療材料の給付、医学的処置、手術、病院又は診療所への収容、看護、移送と広く、その給付は一般的には指定医療機関にこれを委託して行われている。このため、医療扶助は、他の扶助に比し、給付内容、事務処理が複雑になっているので、都道府県知事、指定都市市長、福祉事務所長等の行うべき事務を規定するとともに、事務処理の要領を示したものとして、「医療扶助運営要領」があり、これによって、医療扶助の運営の適正かつ円滑な実施が図られている。

48年度においては、医療扶助の給付内容の改善及び事務処理の合理化を中心に改善を図った。

主要な改正点としては、第1に、従来、病院又は診療所における医師による医療と競合するものとして生活保護法による医療の給付から除外されていたはり、きゅうの給付を、国民健康保険の例にならい、医療扶助においても実施することとした。これは、同じく48年度に、告示により、歯科の診療方針については、歯科材料としての金(金位14カラット以上の金合金)の使用制限のほかは、すべて国民健康保険の例によることとしたことと並行して行った改正である。

第2に、医療の給付が、被保護者、福祉事務所、指定医療機関相互の協力の上に立って、効果的かつ円滑に行われるよう、事務手続の簡素化を行った。すなわち、医療扶助と他の扶助を併せて受給している世帯の世帯員が通院して医療を受ける場合には、受療開始月から3か月目までは、医療の要否、概算医療費等を医師が記載した要否意見書の提出を求めずに、医療券(指定医療機関にこれを提出することにより医療が受けられる。)を交付することとした。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

保護施設は、居宅においては保護を行うことができないか、又は保護の目的を達し難い被保護者を収容し、又はこれらの者に利用させることを目的として設置されるものである。保護施設としては、救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設及び医療保護施設の5種類のものがある。

保護施設数は、47年10月1日現在で383か所あって、第3-2-3表に示すとおり救護施設を除き減少傾向にある。

第3-2-3表 保護施設数の推移

第3-2-3表 保護施設数の推移

(単位：か所)

	43年	44	45	46	47
総 数	441	424	400	378	383
救 護 施 設	126	127	131	136	141
更 生 施 設	24	23	22	22	19
医 療 保 護 施 設	79	79	78	71	86
授 産 施 設	145	134	118	105	97
宿 所 提 供 施 設	67	61	51	44	40

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 46年までは毎年末現在、47年は10月1日現在である。

これは、国民生活の安定、向上等により経済的に保護を要する者が減少していること、老人福祉法、精神薄弱者福祉法等による諸施設の拡充整備が進むにつれ、保護施設が他種の施設に転換され、また従来保護施設に収容されていた者が他施設に移っていったことなどを反映するものである。

救護施設は、身体又は精神上著しい欠陥があるために一人では日常生活ができない要保護者を収容する施設であり、これが漸増しているのは、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設等の整備がまだ十分ではないことや、精神と身体の両方に障害がある者のために適切な施設が制度化されていないことなどのために、これらの者が救護施設に入所する場合が比較的多いことによるものとみられ、社会的需要は根強いものがある。

国は救護施設の職員の勤務条件を改善するため、45年度以降、毎年、寮母の定数増を図っているほか、48年度においては、救護施設、更生施設に対して入所者指導費が支払われることとなったが、これは、入所者の生活指導の充実等処遇の改善に役立てることを目的としている。

厚生白書(昭和48年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第5節 保護の動向

#### 1 被保護階層の質的变化

---

近年における保護の動向をみると、貧困階層に大きな構造変化があり、いわば貧困階層の質的变化が進行しているといえる。すなわち、高齢者、身体障害者等社会的ハンディキャップを有する階層が次第に増大し、それが被保護階層のうち大部分を占めるに至っている。

このような傾向は今後も更に進行するものと予想されることから、生活保護行政の運用に当たっては、これらの動向をふまえ、より適切な対応を図っていくことが要請される。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第5節 保護の動向

2 被保護世帯,人員及び保護率

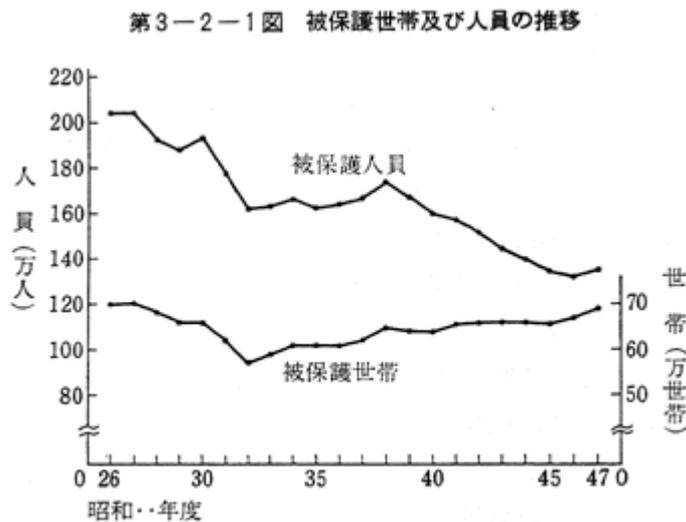
生活保護を受けている世帯数,人員は,47年度平均で70万世帯,138万人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率」(0/00)という。)は12.9人である。

この数値は47年5月に復帰した沖縄県を含んでいるものであるが,比較の便宜上沖縄県を除外してみると,46年度に比べ,世帯数は2万3,000世帯,人員は2万4,000人の増加となり,保護率で0.1 0/00の増加となっている。

次にこれらについて推移をみると,世帯数は32年の57万世帯を最低として以後微増傾向を続けてきたが,47年度に入り著しい伸びを示し,69万世帯を突破した。

また,人員については38年度の174万人をピークに減少傾向を続けてきたのであるが,46年10月以降は増加に転じ,この傾向は47年12月まで引き続いていたが,年度末に至って若干の落ち着きをみせるに至った(第3-2-1図参照)。

第3-2-1図 被保護世帯及び人員の推移

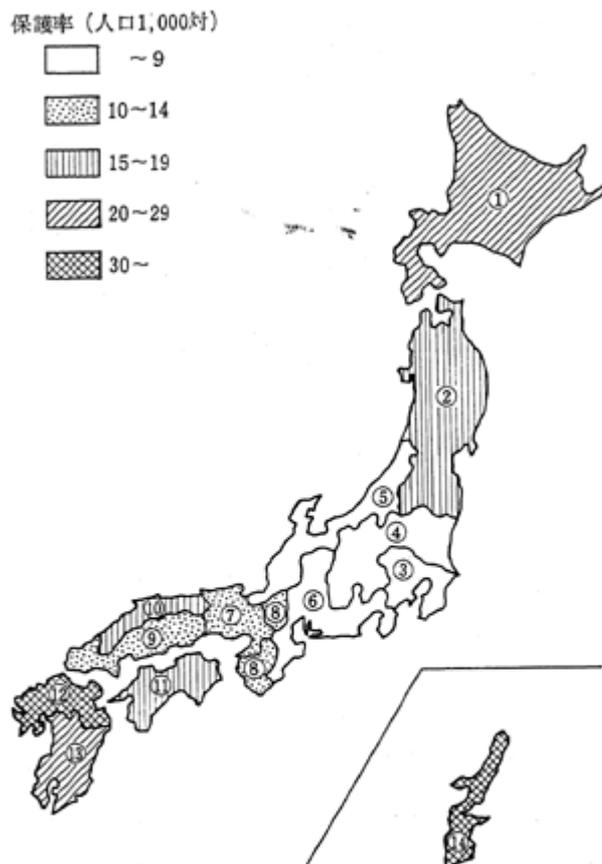


資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

また,地域別にこの動きをみると,世帯,人員とも大都市及びその周辺地域において増加が著しく,なかでも人口増加の激しい地域において顕著に表われている。

第3-2-2図 地域別にみた保護率

第3-2-2図 地域別にみた保護率  
(47年度)



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

(注) ①北海道②青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島③千葉、埼玉、東京、神奈川④茨城、群馬、栃木、山梨、長野⑤新潟、富山、石川、福井⑥岐阜、静岡、愛知、三重⑦京都、大阪、兵庫⑧滋賀、奈良、和歌山⑨岡山、広島、山口⑩鳥取、島根⑪徳島、香川、愛媛、高知⑫福岡、佐賀、長崎、大分⑬熊本、宮崎、鹿児島⑭沖縄

このような46年を転機とする被保護人員の増加は、核家族化等に伴う高齢者世帯数の増大を反映する被保護高齢者世帯の増大を基調とし、更に傷病・障害者世帯の増大が作用してきたものである。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第5節 保護の動向

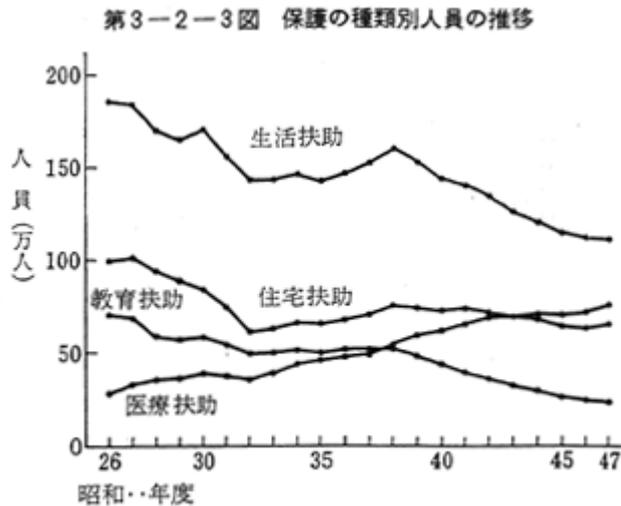
3 保護の種類別人員

保護の種類別人員は、47年度平均で、生活扶助117万人、住宅扶助67万人、教育扶助25万人、医療扶助76万人、その他の扶助6,000人となっている。

これらの近年の動向をみると、生活扶助人員は被保護人員とほぼ同様の傾向で推移しているが、住宅扶助人員は減少している。教育扶助人員も急激に減少しているが、これは保護世帯における学齡児の減少がそのまま反映しているといえる。

各種扶助人員のうち種々の点から最も注目を要するものは医療扶助人員の動向であるが、この伸びは26年以降ほぼ一貫して増加しており、特に38年以降における増加傾向は顕著である(第3-2-3図参照)。

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

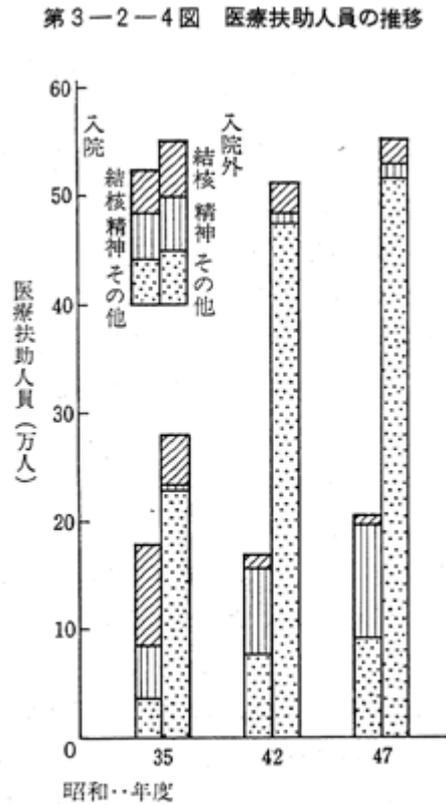
そこで、医療扶助人員の内訳をみると、入院人員は、36年に結核予防法、精神衛生法の改正により、これらの制度への患者の移し替えが行われたこともあっていったんは減少したものの、38年を起点として再び増加傾向に転じ、近年における増加のテンポはますます著しくなっている。

一方、入院外人員も33年以降大幅に増加しており、これが医療扶助人員の増加をいっそう決定的なものとしている。

次に、病類別に医療扶助人員をみると、結核患者については行政施策の確立及び衛生思想の普及、新薬の発見等により逐年減少し、47年においては3万人、医療扶助人員の4%と、その比重は極めて低下した。

しかしながら、精神病患者の比重は逐年増加し、47年は医療扶助人員の16%、12万人に達している(第3-2-4図参照)。とりわけ精神病による入院患者は11万人と医療扶助入院患者の51%を占め、全精神病入院患者のほぼ4割が生活保護受給者という高率を示すに至っている。

### 第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

このように被保護精神病患者の増加は著しいが、精神病患者の総数も逐年増加してきており、医療扶助の面も含めて、全体としての対応策の策定が急がれよう。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第5節 保護の動向

#### 4 保護の開始原因

---

47年度中に保護を開始した世帯は23万である。これを開始理由別にみると、傷病を理由としたものが77%と最も多く、次いで、か働収入減を理由としたものが6%となっている。

前述の保護の種類別人員において医療扶助人員の占める割合が増大していることと考えあわせても、傷病と貧困の強い相関が注目される。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

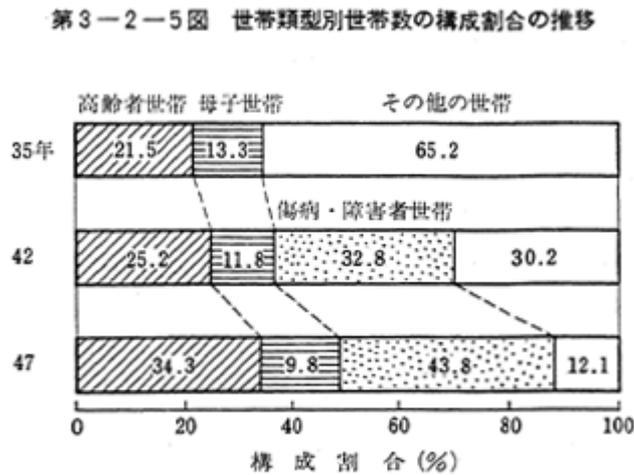
第5節 保護の動向

5 世帯類型及び世帯人員の構造並びに就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、はじめにも述べたとおり、単に経済給付だけではなく、各種の社会的援護を必要とする高齢、母子、傷病・障害者世帯が、47年度は88%を占めている。

この割合は、42年度の70%に比べ高くなっているが、特に傷病・障害者世帯は33%から44%にまで増加している(第3-2-5図参照)。

第3-2-5図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移

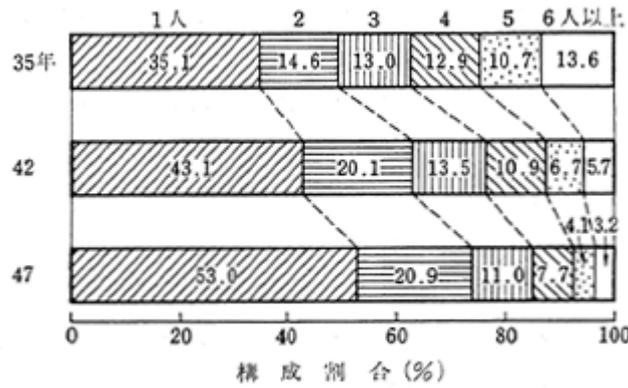


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に世帯人員の推移をみると、1世帯当たりの人員は35年度の3人から年々減少し、47年は2人となっている。被保護世帯の世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的な傾向によるもののほか、単身世帯、高齢、母子世帯等の少人数世帯の割合が多くなりつつあることなどによるものと考えられる(第3-2-6図参照)。

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移



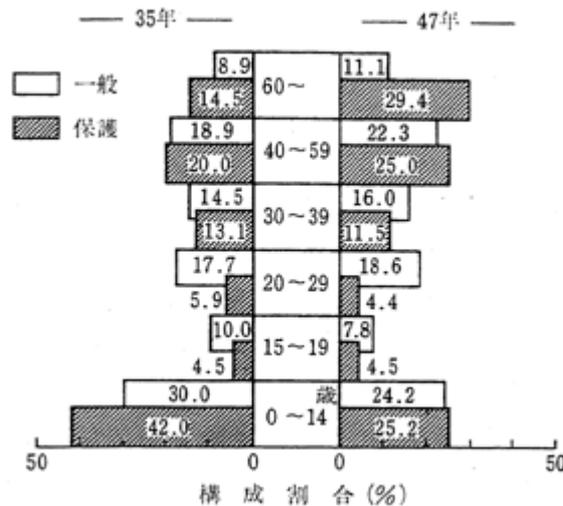
資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に、被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、15歳未満の幼年齢層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し、15歳～39歳の青年層は著しく少ない。特に60歳以上の高年齢層の被保護人員総数に占める割合をみると、35年度には15%であったものが、47年度には30%にまで増加し、39万人となっている。この増加は、一般人口構成における60歳以上の人口の増加割合を大きく上まわっており、今後の推移が注目されよう。

次に被保護世帯におけるか働状況をみると、か働世帯が年々減少している。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は35年度で39%を占めていたが、47年は19%に減少している。この傾向と同じように、世帯員が働いている世帯も35年度の16%から47年度は9%に減少している(第3-2-7図及び第3-2-8図参照)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

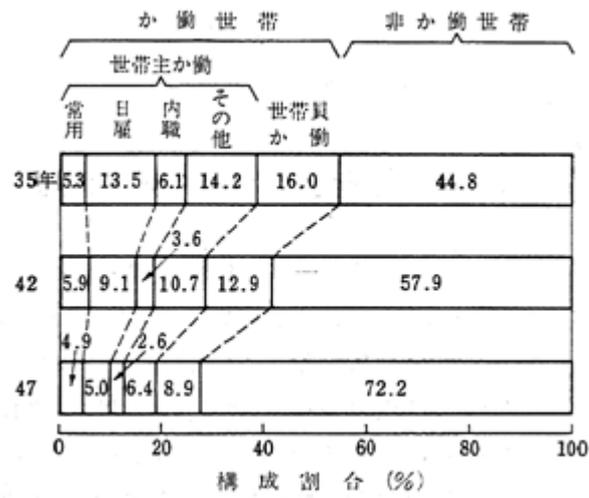


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

総理府統計局「年齢別推計人口」

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

この傾向は、高齢者世帯、傷病・障害者世帯の増加傾向との関連もあり、今後、一層顕著になるものとみられる。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第1節 児童手当の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、児童養育費が家計に与える負担を軽減し、更に、これを通じて積極的に児童の健全な育成と資質の向上を図ろうとするものである。

今後、急速な高齢化が予想される我が国の人口構造の変化を考えれば、現代の児童が大人になったときの社会的扶養責任は、今日の私達以上に重いものとなるわけであり、児童が十分にその資質を伸ばし、能力を高めることが望まれるが、この意味で、児童手当制度の役割が期待されるところである。

児童手当の支給の対象となる第3子以降の児童は、47年1月の制度発足当初は5歳未満の児童であったが、48年4月からは10歳未満の児童まで拡大した。49年4月からは義務教育終了前の児童にまで及ぶ予定である。

このように、児童手当制度は支給対象範囲を3段階に分けて実施することになっているが、現在はまだ段階的実施の時期にあり、制度の確立を旨として、円滑かつ的確な運営を行うことが必要である。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

47年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況

(47年度)

(単位：人、1,000円)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
総数	1,299,826	1,435,369	42,177,153
市町村支給分	1,161,591	1,253,453	37,776,327
被用者	525,899	570,405	16,566,561
非被用者	635,692	718,048	21,209,766
公務員分	138,235	146,916	4,400,826
国家公務員	36,768	39,006	1,169,652
地方公務員	83,475	88,974	2,656,941
公共企業体職員	17,992	18,936	574,233

資料：厚生省児童家庭局「昭和47年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数、算定基礎児童数は、48年2月末現在の数値である。

受給者数は、48年2月末現在で、被用者52万5,899人、非被用者63万5,692人、公務員13万8,235人、総数129万9,826人となっている。

支給額は、総計421億7,715万3,000円である。算定基礎児童数(児童手当の額の算定の基礎となる5歳未満の第3子以降の児童数)別の受給者数は第3-3-2表のとおりで、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の90.8%と圧倒的に大きな割合を占めている。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.1人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

(48年2月末現在)

(単位：人、%)

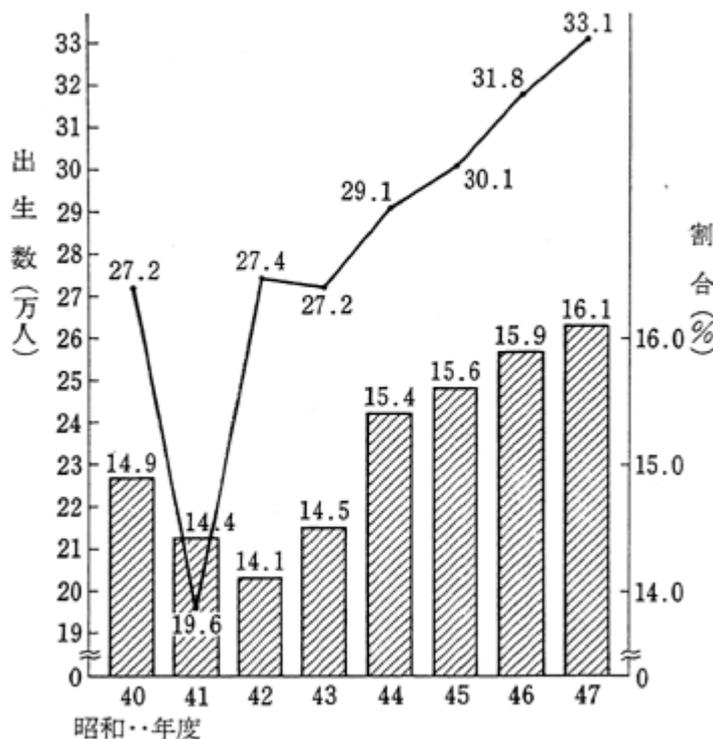
	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	1,299,826	1,180,060	105,677	12,540	1,427	122
構成比	100.0%	90.8%	8.1%	1.0%	0.1%	0.0%

資料：厚生省児童家庭局「昭和47年度児童手当事業年報」

ところで、受給者数、算定基礎児童数ともに、制度発足準備時における推定よりもかなり大幅に増加している。例えば、公務員以外の市町村支給分についての47年度における算定基礎児童数は年度間平均で約94万人と推計されていたが、48年2月における実績は、128万人を超えているような状況にある。この原因としては、近年の第3子以降児童の出生率が増加傾向にあることがあげられる。すなわち、全出生数においても第2のベビーブーム期といわれるほど近年における増加は著しいものがあるが、特に第3子以降児童の出生数はそれを上回る増加を示しており、その結果、全出生数に対する第3子以降児童の出生数の割合は42年以後逐年高まり、47年においては16.1%を占めるまでに至っている(第3-3-1図参照)。

第3-3-1図 第3子以降児童の出生数とその全出生数に対する割合

第3-3-1図 第3子以降児童の出生数とその全出生数に対する割合

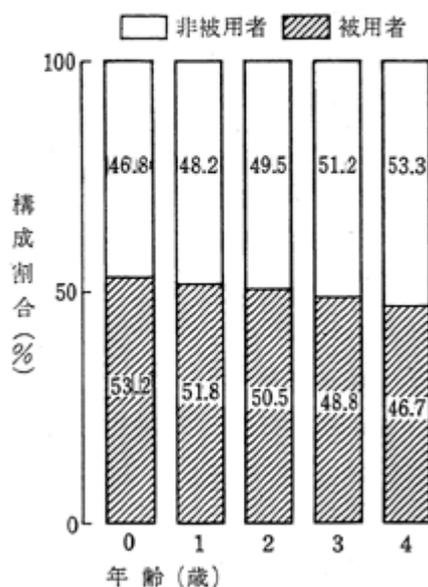


資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

なお、47年5月に行った調査により、第3子以降の0歳から4歳までの児童について被用者と非被用者の構成割合をみると、第3-3-2図のとおりで、児童の年齢が低いほど被用者の占める割合が高くなっている。このことから、第3子以降の児童の出生傾向は、被用者の方が非被用者よりも多くなってきているものと考えられる。

第3-3-2図 第3子以降0～4歳児童の被用者と非被用者の構成割合

第3-3-2図 第3子以降0~4歳児童の  
被用者と非被用者の構成割合  
(47年5月)



資料：厚生省児童家庭局「昭和47年度児童手当算定基礎児童数調査」

制度発足当初における支給状況を全体としてみれば、受給資格者の認定請求、それに基づく市町村における認定支払等の状況は、極めて順調に推移しており、算定基礎児童数が第3子以降児童の出生数にほぼ見合っ  
て増加していることなどからみて、制度の周知の不徹底に基づく受給漏れや市町村の事務の不慣れによる  
未支払いなどはほとんどなかったものと考えられる。

一方、被用者の児童手当の支給費用に充てるため事業主から徴収することとなっている拠出金の徴収状況  
も極めて順調である。47年度の収納済歳入額は総計で97億8,215万4,000円であり、このうち厚生年金保険  
関係の拠出金が約96.3%を占めている。事業主が負担する拠出金の額は、厚生年金保険等の保険料等の計  
算の基礎となる標準報酬等に拠出金率を乗じた額であるが、47年度における拠出金率は、46年度と同様  
1,000分の0.5であった。

なお、47年5月15日に沖縄県が復帰したが、沖縄県における児童手当の実施状況については、他の都道府県と  
は異なった特徴がいくつかみられる。第1は、支給の対象となる児童の人口に対する比率が極めて高い  
ことである。沖縄県を除く1都道府県当たり平均児童数が市町村支給分で2万7,005人で、対人口比では  
1.2%であるのに対し、沖縄県では同じく4万6,223人、4.5%となっている。第2は、出生順位別にみた児童の  
出生の構成割合がかなり違っていることである。他の都道府県においては、第3子以降の児童の出生数の全  
出生数に対する割合は16.0%であるのに対し、沖縄県では40.1%を占めている。第3は、受給者1人が有する  
児童の数が多いことである。これは算定基礎児童数別に受給者数をみればわかる。他の都道府県におい  
ては、算定基礎児童数が1人の受給者の割合は91.1%で圧倒的な割合を占めるのに対して、沖縄県では、算定  
基礎児童数が1人の場合と2人以上の場合とでそれ程の差はなく、2人以上の算定基礎児童数を有する受給  
者の割合は34.2%となっている。これらのことから、児童手当制度の果たす役割は沖縄県において極めて  
大きいとみられる。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第3節 段階的実施の第2段階

---

児童手当制度は、制度の円滑な発足と的確な実施を期するため、支給対象となる児童の範囲を段階的に拡大するという、いわゆる段階的実施の方法がとられているが、48年度からは、既に述べたように第2段階に入った。

支給対象となる児童の範囲の拡大に伴い、新たに受給資格を有することとなる者や手当額が増額することとなる者が生ずるが、このため、制度発足当時におけると同様に、それらの者からの事前請求を48年1月から受け付けることとし、事前請求を行った者については、48年4月分の児童手当から新たにあるいは増額された額で支給が受けられるように措置を講じた。そして対象者が漏れなく事前請求を行うように、市町村における広報活動等を通じて、住民に対してこの措置の周知徹底を十分行った。

このように支給対象となる児童の範囲が拡大されたことから、48年度における受給者数、算定基礎児童数、支給額はいずれも大幅に増加する見込みである。市町村支給分である被用者と非被用者については、年度間における平均の算定基礎児童数は194万7,000人で、そのうち範囲拡大に伴うものは64万人と見込まれており、支給額は47年度の約2倍の701億円が予定されている。また事業主の拠出金負担も支給額の増加に応じて増えるので、48年度の拠出金率は、46年度、47年度の1,000分の0.5から2倍強の1,000分の1.2となっている。

こうした段階的実施においては、支給対象範囲の拡大に伴い、毎年新規の受給者が相当数現れるが、これらの方に対しては、特にこの制度の趣旨、目的の周知徹底を図ることが必要である。受給者が制度の趣旨、目的に従って児童手当を用いることが、この制度を確立し、定着させることにつながるからである。

所得制限の限度額については、47年6月分から48年5月分までの児童手当は、扶養親族等5人の場合、46年の年間収入額が233万円であったが、48年6月分の児童手当からは268万円に引き上げられた。この引き上げによって、所得による支給制限率が、従来の8.2%程度の水準に維持されることとなる。障害者控除等の諸控除の額も、48年6月分の児童手当から引き上げられた。

---